



令和3年度就学援助のお知らせ

白岡市教育委員会

1 「就学援助」とは？

この制度は、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者の方に、学校給食費、学用品費など就学に必要な経費の一部を援助する制度です。

※就学援助は、毎年度申請が必要です。

2 援助の対象となる方

市内にお住まいで、市内の小・中学校に通う児童生徒の保護者のうち、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する方。

(1) 生活保護を受けている方（要保護者）⇒ **申請は必要ありません。**

(2) 令和3年度に次のいずれかの措置を受けた方

ア 生活保護の停止又は廃止 }
イ 児童扶養手当の受給 } **2ページ「A」を
ご覧ください。**

ウ 世帯全員の住民税が非課税⇒ **2ページ「B」をご覧ください。**

(3) 保護者と生計を同じくする世帯員全員の前年の所得額が、生活保護基準の1.3倍以下である方 ⇒ **2ページ「C」をご覧ください。**

(4) その他災害、病気等の理由により、教育委員会が特に必要と認めた方
⇒ **教育委員会にお問い合わせください。**

《認定となる所得額の目安》（※上記(3)の条件に該当する場合）

家族構成（年齢）の例	世帯の所得額の目安
母(38)、子(10)	およそ230万円
父(41)、母(38)、子(10・8)	およそ330万円
祖母(65)、父(41)、母(38)、子(14・10・8)	およそ470万円

※上記の所得額は、家族構成（年齢）、住宅の状況（持家か賃貸か）、その他の要件（課税状況、社会保険料）等により異なるため、目安としてご覧ください。

（※事前に認定の可否をお答えすることはできません）。

3 申請に必要な書類



(1) 「就学援助費申請書」

教育委員会教育指導課（白岡市役所2階）の窓口にあります。

※2年度に就学援助を受けられている方は、3年度就学援助の継続申請のご案内を、2月以降に児童生徒の在籍する小・中学校経由でお知らせします。

(2) 印鑑、振込先口座（保護者本人名義）の確認できる通帳等

(3) 添付書類

A 生活保護の停止又は廃止、児童扶養手当の受給を受けた方

○生活保護の停止又は廃止⇒「保護停止（廃止）決定通知書」の写し

○児童扶養手当を受給 ⇒「児童扶養手当証書」の写し

※児童扶養手当の全部支給停止を受けた場合は、この要件では申請できません。

※**児童扶養手当を受給申請中で、就学援助を申請された方へ**

児童扶養手当の受給決定後に、証書の写しを提出してください（提出がない場合、就学援助の認定が遅れます）。

また、支給決定には日数を要する場合がありますので、早めに就学援助の認定を受けられたい方は、下記「C」による申請をご検討ください。

B 世帯全員の住民税が非課税の方

○世帯員全員（中学生以下を除く。）の令和3年度の「住民税非課税証明書」

※証明書は、6月上旬の発行となります。5月末までに申請される方は、下記「C」の(ア)のいずれかの書類をご用意ください。

C 世帯全員の前年所得額が、生活保護基準の1.3倍以下の方

(ア) 世帯員全員（中学生以下を除く。）の令和2年中の所得額を証明できる次のいずれかの書類

- ① 給与所得の源泉徴収票の写し（勤務先が複数ある場合は全て）
- ② 公的年金の源泉徴収票又は払込通知書の写し（年金収入のあった方・複数の機関から受給している場合は全て）
- ③ 確定申告書、市民税・県民税申告書の写し（申告受付済のもの）

○令和3年1月2日以降に白岡市外から転入された方は、1月1日時点に住所のあった市区町村が発行する、令和3年度の住民税課税所得証明書をご用意ください（※証明書は、6月上旬の発行となります。）。

(イ) 賃貸住宅にお住まいの場合は、賃貸借契約書等の写し

※アパート、県営住宅にお住まいの方は契約書の提出は不要です（申請書の住所欄にアパート、県営住宅名と部屋番号を必ずご記入ください）。

(ウ) その他必要な書類

○同じ住所（家屋）に2世帯以上が同居している場合は、保護者と生計を同じくする世帯とみなします。世帯で生計が異なる場合は、それぞれの世帯の電気、水道又はガス料金の直近月の領収書をご用意ください。

○その他世帯の状況により、別途書類等をご用意いただく場合があります。

4 申請受付期間

令和3年3月1日（月）から令和4年1月25日（火）まで

- (1) 4月1日から援助を受けたい方は、4月30日（金）までに申請してください。
- (2) (1)の期間を過ぎて申請した場合は、申請月の翌月から援助開始となります。

5 申請受付場所

**白岡市教育委員会 教育指導課
学務担当（市役所庁舎2階）**



6 審査結果の通知

申請者全員に結果をお知らせいたします。

- ・ 3月1日～5月31日申請分 ⇒ 6月下旬～7月上旬に通知
- ・ 6月1日～翌年1月25日申請分 ⇒ 申請月の翌月上旬に通知

7 援助費の支給

- (1) 就学援助費の支給は、毎学期終了後の9月、1月、3月下旬の予定です。
保護者の指定された口座に振込いたします。
(※支給日の前に「就学援助費支給通知書」を保護者宛に送付いたします。)
- (2) 学校に給食費等の未納がある場合、援助費は学校から支給されます。
(※就学援助費から未納分を差し引いた額を、現金で支給いたします。)

8 援助内容・年間支給限度額（金額は令和2年度の額です。）

支給項目／対象学年・限度額	小学校	中学校
学用品費・通学用品費	1学年 11,630円(年額)	1学年 22,730円(年額)
	2～6学年 13,900円(年額)	2～3学年 25,000円(年額)
校外活動費（宿泊なし）	全学年(参加者) 1,600円(1回)	全学年(参加者) 2,310円(1回)
校外活動費（宿泊あり）	5学年(参加者) 3,690円(1回)	1～2学年(参加者) 6,210円(1回)
新入学児童生徒学用品費	1学年 50,600円(年額※1)	1学年 57,400円(年額※1)
修学旅行費	6学年(参加者・実費※2)	3学年(参加者・実費※2)
学校給食費	全学年（学校に支払った実費）	
医療費	全学年（要保護者のみ※3）	
スポーツ振興センター 災害共済掛金	全学年（加入者）※年度初めに学校で一括集金されますが、援助が認定された方には後日学校から返金となります。	

※1 新入学児童生徒学用品費は、4月1日付けで認定された世帯のうち、令和3年度に市内小・中学校に入学した児童生徒がいる世帯に支給します。

（※令和4年度に市内中学校に入学予定の児童がいる世帯は、3年度中に支給します。）

（※小学校入学予定者への入学前支給については、別途申請を案内する予定です。）

（※白岡市外から転入された方は、認定審査の際に、転入前の市区町村での新入学児童生徒学用品費の支給状況を確認させていただきます。）

※2 修学旅行費は、参加者が均一に負担することになる経費の実費とします。

※3 医療費は、学校での健診の結果、治療を指示された学校病（トラコーマ・虫歯・中耳炎等）の治療費（本人負担相当分）が対象となります（教育委員会から医療券の交付を受ける必要があります。なお、生活保護との併用はできません。）

要保護者は、修学旅行費、医療費及びスポーツ振興センター災害共済掛金を援助の対象とします。

9 その他

- (1) 就学援助は、給食費等の納付を免除するものではありません。
給食費等学校に納付すべき費用は、必ず期限までに学校へお納めください。
- (2) 次のいずれかに該当した場合は、速やかに教育委員会へ届け出てください。

○婚姻等により世帯の状況（家族構成・収入等）が変わった。

○児童扶養手当が取消、終了又は全部支給停止となった。

- (3) 援助の要件に該当しなくなった場合、認定が取り消されることがあります。

申請書の提出・就学援助に関する問い合わせ先
白岡市教育委員会 教育指導課学務担当（市役所庁舎2階）
電話 92-1111(代) 内線264・265

